

自立支援医療 更生医療

身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害を取り除いたり軽減をしたりするために手術等の治療を行う際に利用できる医療費助成です。

《対象》

- 18 歳以上の方
- 身体障害者手帳を取得していること

《主な治療の例》

- 手術をともなう入院
- 移植後の抗免疫療法（心臓、腎臓、肝臓）
- HIV 感染症に対する治療
- 人工透析

など

※疾患や手術の内容により対象の可否が異なります。

※原則、入院で利用する場合は、入院前の申請が必要です。

※身体障害者手帳をお持ちでない方でも、現在の状態が身体障害者手帳に該当する状態であれば、身体障害者手帳と更生医療を同時に申請できる場合もあります。

詳細は申請窓口でご確認ください。

《自己負担額》

原則 1 割負担（所得に応じた自己負担限度額までの支払い）

世帯区分		1 ヶ月あたりの負担額	『重度かつ継続』	
住民税	課税世帯	一定所得以上 (市町村民税 23 万 5 千円以上)	対象外 (通常の 3 割負担)	20,000 円
	課税世帯	中間所得層 2 (市町村民税 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満)	健康保険の自己負担限度額 (負担割合は 1 割)	10,000 円
		中間所得層 1 (市町村民課税以上 3 万 3 千円未満)		5,000 円
		非課税世帯		低所得 2 (市町村民税非課税：利用者負担の年収が 80 万 9000 円以上)
	非課税世帯	低所得 1 (市町村民税非課税：利用者負担の年収が 80 万 9000 円以下)	2,500 円	
生活保護の世帯		0 円		

※世帯とは、加入の健康保険の単位です。

ご家族でも、異なる健康保険に加入されている場合は別世帯とみなします。

- ・入院時の食事療養費と差額ベッド代・文書料などは対象外です。
- ・通院の場合、院外処方も対象になります

- 障害によっては『重度かつ継続』の対象となり、さらに医療費を軽減することが可能です。

《『重度かつ継続』の対象者》

- 腎臓機能障害
- 小腸機能障害
- 免疫機能障害
- 心臓機能障害（移植後の抗免疫療法に限る）
- 肝臓機能障害（移植後の抗免疫療法に限る）
- 医療保険の高額療養費の多数該当に当たる方

《手続き方法》

窓口：区市町村役場、保健福祉センターなどの更生医療担当部署

必要な書類

- 1) 更生医療意見書（自治体で決められた様式）
- 2) 更生医療支給認定申請書（同上）
- 3) 医療概算書（同上）
- 4) 前年度の所得証明書（源泉徴収票や確定申告書の控え）
- 5) 身体障害者手帳
- 6) 健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証・資格確認書等）

※窓口によって必要な書類が異なりますので詳細は各自治体にご確認ください。

- 外来と入院でそれぞれ手続きが異なる場合がありますので、窓口での確認が必要です。
- 有効期間は疾患や助成内容に応じて異なります。
- 医療機関、薬局を指定する必要があります。

《当院での問い合わせ先》

東京女子医科大学病院

- 担当医事課 TEL：03-3353-8111（代表）
- ソーシャルワーカー TEL：03-5269-7067（直通）
（総合外来センター1階 医療サービス相談室内）